

各 位

上 場 会 社 名 モジュール株式会社
(コード番号 3043 : 大証ヘラクレス)
本 社 所 在 地 東京都港区赤坂二丁目 10 番 9 号
代 表 者 代表取締役 松 村 明
問 合 せ 先 ストラテジック・プランニング・サービス
マネージャー 本 間 浩 一
電 話 番 号 (03) 5575-5721 (代表)
(URL <http://www.modulat.com/>)

当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明の撤回及び 反対の意見表明並びに重要な合意に関する事項の変更について

当社は、平成 20 年 10 月 28 日付の「スリープログループ株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」のとおり、スリープログループ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が行う当社の普通株式及び新株予約権を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意見を表明しておりましたが、平成 20 年 11 月 27 日開催の取締役会において、下記のとおり、賛同意見表明を撤回し、反対の意見を表明する旨の決議をいたしましたので、お知らせいたします。また、重要な合意に関する事項の変更について、あわせてお知らせいたします。

記

1. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、公開買付者による本公開買付けについて、慎重に協議及び検討を重ねた結果、本公開買付けが当社の更なる成長・発展に寄与し、顧客満足度の向上と企業価値の最大化に資するものであると判断し、平成 20 年 10 月 28 日開催の取締役会において、賛同の意見を表明する旨の決議をいたしました。平成 20 年 11 月 27 日開催の取締役会において、下記 (2) ②に記載の理由により、本公開買付けについての賛同の意見を撤回し、反対の意見を表明する旨の決議をいたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付け開始までの経緯

当社と公開買付者は、平成 20 年 7 月頃より、両社の強みを活かし、事業基盤の拡大強化を図るべく、両社の経営統合の可能性について検討を行ってまいりました。その中で、当社は、平成 20 年 9 月 12 日開催の取締役会において、公開買付者との関係強化を図ることを目的として、公開買付者が実施する自己株式処分の割当先となることを決議し、同日、公開買付者との間で、公開買付者の保有する公開買付者普通株式 1,200 株（公開買付者の発行済株式総数の 6.26%）につき株式譲渡契約を締結しました（なお、当社は、平成 20 年 10 月 24 日に払込金額の払込みを行い、上記株式を取得済みです。）。その上で、当社と公開買付者は、さらに両社の経営統合の可能性について検討を進めた結果、激化する IT 業界の競争の中で勝ち抜くためには、両社が一つのグループになることが最良の選択という認識で一致し、平成 20 年 9 月 18 日、「経営統合に向けた協議開始に関する基本合意書」を締結いたしました。そして、当社と公開買付者は、同基本合意書に基づき、経営統合の実施の可否、時期及び具体的な方法等について検討・協議した結果、公開買付者が当社を完全子会社化するという方法で経営統合を実施し、当社と公開買付者の経営資源を連携させることが、両社の事業のシナジーを最大限発揮させる上で最適との結論に至りました。これを受け、当社は、平成 20 年 10 月 28 日開催の当社取締役会において、当社代表取締

役である松村明及び公開買付者との間で、(i) 当社、松村明及び公開買付者は、当社及び公開買付者の有する経営資源を融合し、補完し、発展を図るためにお互いの歴史、企業文化を尊重しつつ対等の精神で経営統合に向け推進すること、(ii) 公開買付者は、当社の株式の全部を取得することを目的として本公開買付けを実施し、その後、別途協議の上定める時期に、①スリープログループの株式を対価とする株式交換、②金銭を対価とする株式交換又は③全部取得条項付種類株式を用いる方法による完全子会社化のいずれかの方法により、当社を公開買付者の完全子会社化すること、(iii) 当社及び松村明は、最大限本公開買付けの目的達成に協力し、当社は、本公開買付けに対して賛同すること、(iv) 経営統合が完了した後、公開買付者が持株会社として上場を維持し、当社の上場を廃止するものとし、公開買付者の商号を、当社及び公開買付者の両社の名を冠した「モジュレ・スリープログループ株式会社」、英訳名を” ThreePro modulat Group Inc.”に変更すること等を内容とする「経営統合に関する合意書」(以下「本合意書」といいます。)を締結することを決議いたしました。

当社は、公開買付者による本公開買付けについて、慎重に協議及び検討を重ねた結果、本公開買付けが当社の更なる成長・発展に寄与し、顧客満足度の向上と企業価値の最大化に資するものであると判断し、平成 20 年 10 月 28 日開催の取締役会において、賛同の意見を表明する旨の決議を行い、平成 20 年 10 月 28 日に本公開買付けに対して賛同の意見表明を行いました。

② 本公開買付けへの賛同を撤回し、反対の意見を表明する旨の決議をした理由

当社と公開買付者は、本合意書に基づき、経営統合について誠意を持って協調し協議を進め、最大限努力してまいりましたが、事前の予想よりも時間がかかり現在も協議を行っている状況です。

その原因としては、両社の間での経営方針の大きな食い違いがあげられます。経営統合に向けての協議は、両社ともに、可能性のある限り今後行うことで一致しておりますが、現実的に本公開買付け期間中(法的要請に基づく延長期間を含みます。)にその溝を埋めるのは困難であると判断しました。

また、下記(3)に記載のとおり、当社の代表取締役である松村明は、応募契約の解約を申し入れております。

上記の現状から、経営統合に向けた協議は明らかに難航しており、当社の企業価値ひいては当社株主、お客様、取引先を含めたステークホルダー全体の利益について再検討する必要があると判断し、現在の状況を当社取締役会で慎重に審議した結果、本公開買付けへの賛同を撤回し、反対の意見を表明する旨の決議をいたしました。

(3) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項の変更

当社の代表取締役松村明は、平成 20 年 10 月 27 日、公開買付者との間で、同人が所有する当社の株式(8,233 株、株式所有割合 60.09%)の全部について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しております。

また、公開買付者は、平成 20 年 10 月 28 日、当社及び当社代表取締役である松村明との間で、(i) 当社、松村明及び公開買付者は、当社及び公開買付者の有する経営資源を融合し、補完し、発展を図るためにお互いの歴史、企業文化を尊重しつつ対等の精神で経営統合に向け推進すること、(ii) 公開買付者は、当社の株式の全部を取得することを目的として本公開買付けを実施し、その後、別途協議の上定める時期に、①スリープログループの株式を対価とする株式交換、②金銭を対価とする株式交換又は③全部取得条項付種類株式を用いる方法による完全子会社化のいずれかの方法により、当社を公開買付者の完全子会社化すること、(iii) 当社及び松村明は、最大限本公開買付けの目的達成に協力し、当社は、本公開買付けに対して賛同すること、(iv) 経営統合が完了した後、公開買付者が持株会社として上場を維持し、当社の上場を廃止するものとし、公開買付者の商号を、当社及び公開買付者の両社の名を冠した「モジュレ・スリープログループ株式会社」、英訳名を” ThreePro modulat Group Inc.”に変更すること等を内容とする本合意書を締結しております。しかしながら、本合意書に基づき、経営統合について誠意を持って協調し協議を進め、最大限努力してまいりましたが、上記(2)②のとおり、経営統合に向けた協議は明らかに難航しており、松村明は応募契約の解約を申し入れ、本公開買付けに応募しないこととなりました。その結果、本公開買付けは不成立となる見通しです。

(4) 今後の予定について

当社が、反対の意見を表明したことにより、公開買付者は訂正公開買付届出書を提出することとなり、買付期間が延長されます。その結果、延長後の買付け等の期間は 30 日（行政機関の休日は算入しない）となります。公開買付者の提出する訂正公開買付届出書により、延長後の買付期間の末日は平成 20 年 12 月 11 日になります。

また、上記（3）に記載のとおり、松村明は応募契約の解約を申し入れ、本公開買付けに応募しないこととなりましたので、本公開買付け（法的要請に基づく延長期間を含みます。）は不成立となる見通しです。

当社株主や投資家の皆様にご心配、ご不安をおかけしましたこととお詫びするとともに、今後も企業価値向上に向けて鋭意努力してまいります所存でございます。

以 上

<添付資料>



平成 20 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 スリープログループ株式会社
本社所在地 東京都新宿区西新宿七丁目 21 番 3 号
代 表 者 代表取締役 高野 研
(コード番号 2375 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執行役員社長室長 佐々木 隆宏
(TEL 03-6832-3260)

公開買付期間の延長及び公開買付開始公告の記載内容の変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 10 月 28 日付「モジュレ株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表し、平成 20 年 10 月 29 日より開始いたしました当社によるモジュレ株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、平成 20 年 10 月 27 日、対象者の代表取締役である松村明氏との間で、同氏が所有する対象者の株式（8,233 株、株式所有割合 60.09%）の全部について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結し、また、対象者は、平成 20 年 10 月 28 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議をいたしました。この度、対象者から、平成 20 年 11 月 27 日付で、対象者が平成 20 年 11 月 27 日開催の取締役会において本公開買付けについての賛同の意見を撤回し、反対の意見を表明する旨の決議をした旨及び対象者の代表取締役である松村明氏が上記応募契約の解約を申し入れている旨の記載がされた意見表明報告書の訂正報告書が関東財務局へ提出されました。

当社は、同訂正報告書の内容を踏まえて、平成 20 年 10 月 29 日付で関東財務局へ提出した公開買付届出書の記載事項を訂正するため、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第 27 条の 8 第 2 項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書（以下「本訂正届出書」といいます。）を平成 20 年 11 月 27 日付で関東財務局に提出いたしました。これに伴い、法第 27 条の 8 第 8 項の規定に従い、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を延長いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本訂正届出書の提出に伴い、平成 20 年 10 月 29 日付の公開買付開始公告（以下「公開買付開始公告」といいます。）に記載した内容の変更に関して、下記のとおり併せてお知らせいたします。

記

1. 公開買付期間の延長

当社は、平成 20 年 10 月 27 日、対象者の代表取締役である松村明氏との間で、同氏が所有する対象者の株式（8,233 株、株式所有割合 60.09%）の全部について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結し、また、対象者は、平成 20 年 10 月 28 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議をいたしました。この度、対象者から、平成 20 年 11 月 27 日付で、対象者が平成 20 年 11 月 27 日開催の取締役会において本公開買付けについての賛同の意見を撤回し、反対の意見を表明する旨の決議をした旨及び対象者の代表取締役である松村明氏が上記応募契約の解約を申し入れている旨の記載がされた意見表明報告書の訂正報告書が関東財務局へ提出されました。

当社は、同訂正報告書が提出されたことを受けて、法第 27 条の 8 第 2 項の規定により、本訂正届出書

を平成20年11月27日付で関東財務局に提出いたしました。これに伴い、法第27条の8第8項の規定に従い、公開買付期間を平成20年12月11日まで延長いたします。

2. 公開買付開始公告の記載内容の変更

公開買付開始公告に記載した内容の変更は、以下のとおりです。なお、変更箇所には下線を付してあります。

1. 公開買付けの目的

(1) 本公開買付けを実施する背景、本公開買付けの目的・概要

(変更前)

<省略>

なお、対象者は、本公開買付けにおける買付価格の妥当性について検証するため、当社とは別に、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社日本中央会計事務所に対し、対象者の普通株式の価値算定を依頼し、同社から平成20年10月27日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、対象者は、第三者算定機関からは公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）。対象者は、上記の株式価値算定書を参考にしつつ、買付価格その他の本公開買付けに関する諸条件の妥当性について慎重に検討いたしました。その結果、対象者は、本公開買付けが対象者の企業価値の向上に寄与するものであるとともに、本公開買付けにおける買付価格その他の諸条件は妥当であり、本公開買付けが対象者の株主に対して対象者の普通株式の適切な売却機会を提供するものであると判断し、また、後記（4）に記載の方法により本公開買付け後に当社が対象者を完全子会社化することについても、対象者の株主に交付される対価の経済的価値や対象者の株主による普通株式の換価の機会の確保の点等から適正かつ妥当な方法であると判断し、平成20年10月28日開催の対象者取締役会において、決議に参加した対象者取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議をいたしました。なお、上記取締役会には対象者の全監査役（社外監査役を含みます。）が出席し、いずれも対象者取締役会が上記意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。また、対象者の代表取締役松村明氏は、当社との間で、同氏が所有する対象者の普通株式の全部について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しているため、公正性の確保の観点から、本公開買付けに対する意見表明に係る取締役会の審議及び決議に参加していません。

(変更後)

<省略>

なお、対象者は、本公開買付けにおける買付価格の妥当性について検証するため、当社とは別に、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社日本中央会計事務所に対し、対象者の普通株式の価値算定を依頼し、同社から平成20年10月27日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、対象者は、第三者算定機関からは公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）。対象者は、上記の株式価値算定書を参考にしつつ、買付価格その他の本公開買付けに関する諸条件の妥当性について慎重に検討いたしました。その結果、対象者は、本公開買付けが対象者の企業価値の向上に寄与するものであるとともに、本公開買付けにおける買付価格その他の諸条件は妥当であり、本公開買付けが対象者の株主に対して対象者の普通株式の適切な売却機会を提供するものであると判断し、また、後記（4）に記載の方法により本公開買付け後に当社が対象者を完全子会社化することについても、対象者の株主に交付される対価の経済的価値や対象者の株主による普通株式の換価の機会の確保の点等から適正かつ妥当な方法であると判断し、平成20年10月28日開催の対象者取締役会において、決議に参加した対象者取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議をいたしました（なお、上記取締役会には対象者の全監査役（社外監査役を含みます。）が出席し、いずれも対象者取締役会が上記意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。また、対象者の代表取締役松村明氏は、当社との間で、同氏が所有する対象者の普通株式の全部について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しているため、公正性の確保の観点から、本公開買付けに対する意見表明に係る取締役会の審議及び決議に参加していません。）。しかしながら、その後、対象者から、平成20年11月27日付で、対象者が平成20年11月27日開催の取締役会において本公開買付けについ

ての賛同の意見を撤回し、反対の意見を表明する旨の決議をした旨の記載がされた意見表明報告書の訂正報告書が提出されました。同訂正報告書には、対象者が本公開買付けへの賛同を撤回し、反対の意見を表明する旨の決議をした理由として、「当社と公開買付者は、本合意書に基づき、経営統合について誠意を持って協議し協議を進め、最大限努力してまいりましたが、事前の予想よりも時間がかかり現在も協議を行っている状況です。その原因としては、両社の間での経営方針の大きな食い違いがあげられます。経営統合に向けての協議は、両社ともに、可能性のある限り今後も行うことで一致しておりますが、現実的に本公開買付け期間中（法的要請に基づく延長期間を含みます。）にその溝を埋めるのは困難であると判断しました。また、下記（５）に記載のとおり、当社の代表取締役である松村明は、応募契約の解約を申し入れております。上記の現状から、経営統合に向けた協議は明らかに難航しており、当社の企業価値ひいては当社株主、お客様、取引先を含めたステークホルダー全体の利益について再検討する必要があると判断し、現在の状況を当社取締役会で慎重に審議した結果、本公開買付けへの賛同を撤回し、反対の意見を表明する旨の決議をいたしました。」との記載がされています。

しかしながら、当社としては、対象者との経営統合に向けた協議が事前の予想よりも時間がかかっているとの認識はなく、誠に遺憾であります。また、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の撤回は、本合意書に反するものと考えており、松村明氏に対しては応募契約及び本合意書に基づく義務の履行を引き続き求める予定です。よって、松村明氏によりこのまま本公開買付けへの応募がなされない場合は、当社が本公開買付けにより取得することができる対象者の株券等の数が、「株式に換算した買付予定の下限」に満たないため、本公開買付けが不成立となる見通しとなります（なお、本訂正届出書の提出に伴い、法第27条の8第2項の規定により、本公開買付けに係る買付け等の期間を延長することになりますが、買付け等の期間を延長したとしても、上記の状況に変更がない限り、本公開買付けは不成立となる見通しです。）。

（３）本公開買付けに関する合意等

（変更前）

当社は、平成20年10月27日、対象者の代表取締役である松村明氏との間で、同氏が所有する対象者の株式（8,233株、株式所有割合60.09%）の全部について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しております。

また、当社は、平成20年10月28日、対象者及び対象者の代表取締役である松村明氏との間で、本合意書を締結しております。

対象者は、平成20年10月28日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議をいたしました。

（変更後）

当社は、平成20年10月27日、対象者の代表取締役である松村明氏との間で、同氏が所有する対象者の株式（8,233株、株式所有割合60.09%）の全部について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しております。

また、当社は、平成20年10月28日、対象者及び対象者の代表取締役である松村明氏との間で、本合意書を締結しております。

対象者は、平成20年10月28日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議をいたしました。

しかしながら、その後、対象者から、平成20年11月27日付で、対象者が平成20年11月27日開催の取締役会において本公開買付けについての賛同の意見を撤回し、反対の意見を表明する旨の決議をした旨及び対象者の代表取締役である松村明氏が上記応募契約の解約を申し入れている旨の記載がされた意見表明報告書の訂正報告書が提出されました。同訂正報告書には、対象者が本公開買付けへの賛同を撤回し、反対の意見を表明する旨の決議をした理由として、「当社と公開買付者は、本合意書に基づき、経営統合について誠意を持って協議し協議を進め、最大限努力してまいりましたが、事前の予想よりも時間がかかり現在も協議を行っている状況です。その原因としては、両社の間での経営方針の大きな食い違いがあげられます。経営統合に向けての協議は、両社ともに、可能性のある限り今後も行うことで一致しておりますが、現実的に本公開買付け期間中（法的要請に基づく延長期間を含みます。）にその溝を埋めるのは困難であると判断しました。また、下記（５）に記載のとおり、当社の代表取締役である松村明は、応募契約の解約を申し入れております。上

記の現状から、経営統合に向けた協議は明らかに難航しており、当社の企業価値ひいては当社株主、お客様、取引先を含めたステークホルダー全体の利益について再検討する必要があると判断し、現在の状況を当社取締役会で慎重に審議した結果、本公開買付けへの賛同を撤回し、反対の意見を表明する旨の決議をいたしました。」との記載がされています。

しかしながら、当社としては、対象者との経営統合に向けた協議が事前の予想よりも時間がかかっているとの認識はなく、誠に遺憾であります。また、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の撤回は、本合意書に反するものと考えており、松村明氏に対しては応募契約及び本合意書に基づく義務の履行を引き続き求める予定です。よって、松村明氏によりこのまま本公開買付けへの応募がなされない場合は、当社が本公開買付けにより取得することができる対象者の株券等の数が、「株式に換算した買付予定の下限」に満たないため、本公開買付けが不成立となる見通しとなります（なお、本訂正届出書の提出に伴い、法第27条の8第2項の規定により、本公開買付けに係る買付け等の期間を延長することになりますが、買付け等の期間を延長したとしても、上記の状況に変更がない限り、本公開買付けは不成立となる見通しです。）。

2. 公開買付けの内容

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

(変更前)

平成20年10月29日（水曜日）から平成20年11月27日（木曜日）まで（20営業日）

(変更後)

平成20年10月29日（水曜日）から平成20年12月11日（木曜日）まで（30営業日）

(11) 決済の開始日

(変更前)

平成20年12月5日（金曜日）

<省略>

(変更後)

平成20年12月19日（金曜日）

<省略>

3. 対象者又はその役員との本公開買付けに関する合意の有無

(変更前)

<省略>

また、当社は、平成20年10月27日、対象者の代表取締役である松村明氏との間で、同氏が所有する対象者の株式（8,233株、株式所有割合60.09%）の全部について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しております。

対象者は、平成20年10月28日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議をいたしました。

(変更後)

<省略>

また、当社は、平成20年10月27日、対象者の代表取締役である松村明氏との間で、同氏が所有する対象者の株式（8,233株、株式所有割合60.09%）の全部について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しております。

対象者は、平成20年10月28日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議をいたしました。

しかしながら、その後、対象者から、平成20年11月27日付で、対象者が平成20年11月27日開催の取締役会において本公開買付けについての賛同の意見を撤回し、反対の意見を表明する旨の決議をした旨及び対象

者の代表取締役である松村明氏が上記応募契約の解約を申し入れている旨の記載がされた意見表明報告書の訂正報告書が提出されました。同訂正報告書には、対象者が本公開買付けへの賛同を撤回し、反対の意見を表明する旨の決議をした理由として、「当社と公開買付者は、本合意書に基づき、経営統合について誠意を持って協議し協議を進め、最大限努力してまいりましたが、事前の予想よりも時間がかかり現在も協議を行っている状況です。その原因としては、両社の間での経営方針の大きな食い違いがあげられます。経営統合に向けての協議は、両社ともに、可能性のある限り今後も行うことで一致しておりますが、現実的に本公開買付け期間中（法的要請に基づく延長期間を含みます。）にその溝を埋めるのは困難であると判断しました。また、下記（５）に記載のとおり、当社の代表取締役である松村明は、応募契約の解約を申し入れています。上記の現状から、経営統合に向けた協議は明らかに難航しており、当社の企業価値ひいては当社株主、お客様、取引先を含めたステークホルダー全体の利益について再検討する必要があると判断し、現在の状況を当社取締役会で慎重に審議した結果、本公開買付けへの賛同を撤回し、反対の意見を表明する旨の決議をいたしました。」との記載がされています。

しかしながら、当社としては、対象者との経営統合に向けた協議が事前の予想よりも時間がかかっているとの認識はなく、誠に遺憾であります。また、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の撤回は、本合意書に反するものと考えており、松村明氏に対しては応募契約及び本合意書に基づく義務の履行を引き続き求める予定です。よって、松村明氏によりこのまま本公開買付けへの応募がなされない場合は、当社が本公開買付けにより取得することができる対象者の株券等の数が、買付予定数の下限に満たないため、本公開買付けが不成立となる見通しとなります（なお、本訂正届出書の提出に伴い、法第 27 条の 8 第 2 項の規定により、本公開買付けに係る買付け等の期間を延長することになりますが、買付け等の期間を延長したとしても、上記の状況に変更がない限り、本公開買付けは不成立となる見通しです。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社としては、対象者との経営統合に向けた協議が事前の予想よりも時間がかかっているとの認識はなく、誠に遺憾であります。また、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の撤回は、当社が平成 20 年 10 月 28 日に対象者及び対象者の代表取締役である松村明氏との間で締結した「経営統合に関する合意書」（以下「本合意書」といいます。）に反するものと考えており、松村明氏に対しては応募契約及び本合意書に基づく義務の履行を引き続き求める予定です。よって、松村明氏によりこのまま本公開買付けへの応募がなされない場合は、当社が本公開買付けにより取得することができる対象者の株券等の数が、「株式に換算した買付予定の下限」に満たないため、本公開買付けが不成立となる見通しとなります（なお、本訂正届出書の提出に伴い、法第 27 条の 8 第 8 項の規定により、公開買付期間を延長することになりますが、公開買付期間を延長したとしても、上記の状況に変更がない限り、本公開買付けは不成立となる見通しです。）。

以 上